

米原市地域密着型サービスの区域外指定の同意および利用制限に係る基準に関する指針

令和4年7月

(令和8年4月一部改正)

(目的)

第1条 この指針は、地域密着型サービス事業者（以下「サービス事業者」という。）の区域外指定の同意および地域密着型サービス事業所の利用に関する基準を定め、地域密着型サービスの適正な運営と利用を実現することを目的とする。

(対象事業)

第2条 この指針の対象となる地域密着型サービスは、次のとおりとする。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 夜間対応型訪問介護
- (3) 地域密着型通所介護
- (4) 認知症対応型通所介護
- (5) 介護予防認知症対応型通所介護
- (6) 小規模多機能型居宅介護
- (7) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (8) 認知症対応型共同生活介護
- (9) 介護予防認知症対応型共同生活介護
- (10) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (11) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (12) 複合型サービス

(指定の同意)

第3条 市長は、本市の指定地域密着型サービスの事業所の指定につき他市区町村より同意を求められたときに次のいずれかに該当するときは、指定の同意をしないものとする。

- (1) 当該事業所の定員に空きがないとき。
- (2) 本市の介護保険事業計画を考慮し、市長が同意しないことが適当であると認めるとき。

(利用制限の内容)

第4条 本市へ転入し本市の介護保険被保険者となって3月を経過しない者は、第2条第6号から第12号までに規定する本市の地域密着型サービスを利用できない。ただし、サービスの利用について市長が必要であると認める特別の事情がある場合は、この限りではない。

(提出書類)

第5条 前条ただし書に規定する特別の事情がある場合は、理由書(様式第1号)を添えて市長に提出するものとする。

(受付等の取扱い)

第6条 第2条第6号から12号までに規定するサービス事業者は、利用の申込みがあったときは、次に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 申込者等からの聞取りにより居住および転入の実態について確認すること。

(2) 申込者等が本市に転入し本市の介護保険被保険者となって3月を経過しない者である場合は、特別な事情があると認める場合を除き、サービスの利用ができないことおよび他の居宅サービス、介護保険施設等が利用できることを説明すること。